



区内に21か所！長寿サポートセンター 一覧

センター名	所在地	電話番号	FAX番号	担当地域	センター名	所在地	電話番号	FAX番号	担当地域
白河	白河3-4-3-201	5646-1541	3630-6598	常盤、新大橋、森下1・2、三好3・4、白河、高橋	亀戸北	亀戸4-21-13	5626-0671	5626-0133	亀戸3~5
海辺	海辺12-13	3645-6761	3645-6781	千石、石島、千田、海辺、扇橋	亀戸東	亀戸9-13-1	5875-3451	5875-3452	亀戸7~9
住吉	住吉1-9-5	3635-0646	3632-3617	森下3~5、猿江、住吉、毛利	大島	大島6-14-4-103	5628-0541	3638-4515	大島3・5・6
平野	平野1-2-3	5639-9121	3641-1522	清澄、平野、三好1・2、佐賀、福住、深川、冬木、門前仲町、木場3	大島西	大島4-1-37	3636-9857	5628-5125	大島1・2・4
古石場	古石場2-14-1-101	3641-2801	5621-3545	永代、富岡、牡丹、古石場、越中島、木場2	大島東	大島9-6-16	5836-5301	3638-3585	大島7~9
東陽	東陽6-2-17	5665-4547	5606-8863	木場4・5、東陽	北砂西	北砂3-31-19	3615-4860	6388-9331	北砂1~3・5
塩浜	塩浜2-7-2	5617-6213	5617-6050	塩浜、潮見、木場1・6	北砂東	東砂4-20-17	5606-1744	5683-2440	北砂6、東砂1・2
豊洲	豊洲2-2-18	5859-0566	5547-5400	豊洲、東雲、有明、青海、海の森	北砂南	北砂7-7-1-101	6660-2050	6660-2070	北砂4・7、南砂4・5
枝川	枝川1-8-15-101	5634-0158	5632-2036	枝川、辰巳	東砂	東砂4-16-12	5857-8243	5857-8240	東砂3~7
亀戸	亀戸1-30-8	5627-2525	5858-8919	亀戸1・2・6	南砂	南砂2-3-5-102	3640-9851	3640-9920	南砂1・2
					新砂	新砂3-3-37	5653-1735	5632-3212	東砂8、南砂3・6・7、新砂、新木場、夢の島、若洲

開設時間(豊洲以外)
月～金曜 9:00～18:00
土曜 9:00～15:00
(定休日：日曜、祝日、年末年始)

※豊洲長寿サポートセンターの開設時間は以下のとおりです。
月・火・木・金曜 8:30～17:00、水曜 8:30～19:00
月1回日曜開設日 9:00～16:00(詳細は豊洲長寿サポートセンターへお問い合わせください)
(定休日：土・日曜(月1回日曜開設日を除く)、祝日、年末年始)



◀長寿サポートセンターについて(区ホームページ)

令和5年度

江東区物価高騰重点支援給付金

均等割のみ課税世帯
非課税世帯こども加算給付

エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯)に対して、令和6年1月から江東区物価高騰重点支援給付金(追加給付分・7万円)を給付しています。今回、これに加えて、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して、下記①・②の給付金を支給します。



▲均等割のみ課税世帯



▲子育て世帯へのこども加算給付

①住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金 および当該子育て世帯へのこども加算給付

▶給付対象

基準日(令和5年12/1)において、江東区の住民基本台帳に登録された世帯全員が令和5年度分の住民税均等割のみ課税者、または均等割のみ課税者および均等割非課税者で構成される世帯

▶給付額

1世帯につき10万円
(こども加算分)18歳以下の方1人あたり5万円

▶申請方法

[令和5年1/2以降の転入者がいない対象世帯]
区から世帯主に対して、3/21(木)以降に申請書等を発送します。要件を確認のうえ、郵送で提出してください。
[令和5年1/2以降の転入者がいる対象世帯]
区から対象と思われる世帯の世帯主に対して、4/15(月)以降、順次、申請書等を発送します。

▶申請期限

6/28(金)消印有効

②住民税非課税世帯に対する 子育て世帯へのこども加算給付

▶給付対象

基準日(令和5年12/1)において、江東区の住民基本台帳に登録された令和5年度分の住民税均等割非課税世帯で、江東区物価高騰重点支援給付金(追加給付分・7万円)を受給した子育て世帯

▶給付額

(こども加算分)18歳以下の方1人あたり5万円

▶申請方法

3/21(木)以降、順次、お知らせ等を発送します。なお、上記給付金(追加給付分・7万円)を受給後、書類の発送まで1か月程度かかります。
[上記給付金を口座振込で受給した方]
振込口座および予定日を記載したお知らせを発送します。
[上記給付金を現金で受け取った方]
申請書類を発送します。要件を確認のうえ、郵送で提出してください。

▶申請期限

7/12(金)消印有効

①・②共通事項

▶申請書の提出はお早めに

郵便の消印日が申請期限の翌日以降の場合、給付金を受け取ることができなくなります。お早めに提出してください。締切日に発送する場合は、郵便局で消印を受けてください。

▶受給権者

給付対象世帯の世帯主の方

▶支給方法

原則として申請者(世帯主)の本人名義の銀行口座へ振り込みます。申請から振込までは1か月程度かかります。

配偶者やその他の親族などからの暴力を理由に避難している方については、独立した世帯とみなします。詳細は区ホームページをご覧ください。

▶補足・注意事項

- 住民税均等割が課税されている者の被扶養者のみからなる世帯は対象外です。
- こども加算給付は、平成17年4/2以降に出生した方が対象となります。
- ①・②の給付金ともに、次の場合は別途申し出が必要な場合があります。詳細は区ホームページをご覧ください。
 - ・令和5年12/2以降に出生した新生児がいる場合
 - ・別世帯に扶養児童がいる場合
 - ・基準日(令和5年12/1)の翌日以降に区外へ転出した世帯で、新生児がこども加算の対象になる場合
- 区外から転入された方は、基準日(令和5年12/1)において住民登録のあった自治体にご相談ください。

▶お問い合わせ

お知らせ等の発送スケジュールや申し出が必要な方へのご案内の詳細は、区ホームページをご覧ください。

江東区物価高騰重点支援給付金コールセンター

☎0120-400-664(8:30～18:00※土・日曜、祝日を除く)

給付金を装った詐欺に注意

ご自宅に区から問い合わせをすることがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作や手数料などの振り込みをお願いすることは絶対にありません。給付金の支給等を装った「振り込め詐欺等」にご注意ください。